

# 資料（別冊）

令和5年度 第3回 箕面市都市計画審議会

【案件1】箕面市景観計画（色彩基準）の変更について【諮問】

・パブリックコメント実施結果公表

【案件2】川合・山之口地区における都市計画変更の検討状況について【報告】

・北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業の変更（素案）たたき台

令和6年（2024年）3月19日

箕面市

# 1 箕面市景観計画(色彩基準)の変更について

## 箕面市景観計画(色彩基準)の変更について

### パブリックコメント 実施結果公表

#### [案件の名称]

箕面市景観計画(色彩基準)の変更について

#### [結果公表閲覧期間]

令和6年(2024年)2月6日(火)から3月8日(金)まで

#### [閲覧場所]

- ・市ホームページ  
(アドレス : <https://www.city.minoh.lg.jp/business/keikan/index.html>)
- ・みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階49番窓口)
- ・行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階12番窓口)
- ・箕面市役所豊川支所、止々呂美支所
- ・総合保健福祉センター
- ・西南生涯学習センター
- ・中央・東・船場図書館
- ・みのお市民活動センター

#### [実施結果概要]

- ・意見の募集期間 令和5年(2023年)12月4日(月)から  
令和6年(2024年)1月5日(金)まで
- ・意見の件数(提出者数)5件(3名)
- ・いただいたご意見と市の考え方  
詳細は次ページ以降をご参照ください。(ご意見は誤字、脱字を除き原文のままとしています。)

問い合わせ先 :

箕面しみどりまちづくり部まちづくり政策室  
電話 072-724-6918(直通)

いただいたご意見	市の考え方
(1) 箕面市景観計画（色彩基準）の変更に関するご意見	
<p>① みどりが豊かで、落ち着いた雰囲気にあこがれて、吹田から近々箕面森町へ引っ越しします。中古の家を購入しました。壁の色がさみしいなと思い、内装と合わせて外壁もリフォームしようと思っていたので色彩の変更は大賛成です。真っ赤な家はダメだと思いますが、ある程度自由度があるほうが良いです。</p>	<p>箕面市景観計画（色彩基準）の変更素案についてご理解いただきありがとうございます。</p>
<p>② 箕面市のホームページで「都市景観審議会」の議事録を直近2年分くらいみて、都市景観についてご努力されていることに感銘を受けました。</p> <p>御堂筋線の3月よりの延長に伴い、箕面市内各所でスクラップアンドビルドが、私がよく散歩する「山すそ景観保全地区」では宅地開発が、あちこちで始まっています。</p> <p>今後は散歩しながら、住宅の色彩についても眺めてみようと思っております。</p> <p>「箕面市景観計画の変更素案（※変更箇所のみ抜粋）」をみて、その色彩基準についての意見はありません。</p>	<p>箕面市景観計画（色彩基準）の変更素案についてご理解いただきありがとうございます。</p>
<p>③ 色彩の明度の幅が広がると、明るく見えすぎる傾向があります。里山や山麓山並に考慮した景観色を違和感なく使うには今以上に制限すべきなのに、どうして変更するのかが理解できない。自然な色合いや同系色で街を構成し、緑が本当に豊かな街にして欲しいので、変更には反対です。再考を希望します。</p>	<p>本市では、北摂山系の山なみを市の景観を構成する最も重要な要素として位置づけ、その保全を図るために山なみ景観保全地区を指定しています。また、その南側の区域を山すそ景観保全地区に指定し、背景の山なみと調和した景観を形成するための色彩基準などを既に設けています。さらに3,000㎡を超える現状変更行為や、高さが22mを超える建築物等の新築等に対しては、通常の審査に加えて、都市景観審議会に意見を求め、山なみ景観に十分配慮した計画となっているかの確認を行っています。</p> <p>今回の色彩基準の変更は、戸建て住宅に限り、特定の色彩の範囲を一部拡大し、特に明度については明るい方へ1段階のみ、暗い方へは3段階拡大することで、引き続き山なみ景観に配慮しながら、より地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成・促進を図るものです。</p> <p>今後も引き続き市民、事業者の皆様と行政の三者協働による良好な景観形成を図ってまいります。</p>

(2) 其他のご意見	
<p>④ ところで、北急がのび、萱野まで来ますが、将来箕面森町まで電車がつながると聞きました。すでにトンネルの中に線路があり、あとは繋ぐだけとの話も聞きました。噂話かもしれませんが、ぜひ実現してほしいです。無理ならバスを増やすとか高速代を箕面森町の住民はタダにするとかすればうれしいです。</p>	<p>現在、北大阪急行電鉄が箕面森町まで延伸する計画は存在せず、箕面有料道路のトンネル内に線路はありません。</p> <p>箕面森町線のバスの運行本数や箕面有料道路の通行料金に関するご意見は、担当部局に伝えます。</p>
<p>⑤ 以下質問です。</p> <p>1. なぜこの時期にサブカラーの色彩基準の範囲を拡大するのですか。拡大することによる利便性は誰にとってどこに生ずるのですか。</p> <p>2. 色彩基準の拡大により、使用できる塗料やタイル？素材が拡大することになりますが、市販されている種類としては何倍くらい増えるのでしょうか。</p> <p>3. 5YR と 10YR の 5 と 10 の数字は何を意味していますか。</p> <p>4. サブカラーのマンセル数値変更の表 (P10 彩度, P11 明度) でアクセントカラーについての表現が異なっている (制限なしと (全地区) 制限なし) のはなぜですか。</p> <p>5. 新しい家を見ていると、タイル当たりに複数色が入っている壁面タイル？の色をよく見ます。この場合は、どのようにマンセル値では表示されるのでしょうか。</p>	<p>1. 景観計画を策定してから約 15 年が経過し、社会情勢やライフスタイルの変化、本市のまちなみ景観の現状に対応するため、現在色彩基準の一部見直しを検討しています。</p> <p>今回の色彩基準の変更は、戸建て住宅に限り、特定の色彩の範囲を一部拡大し、特に明度については明るい方へ 1 段階のみ、暗い方へは 3 段階拡大することで、引き続き山なみ景観に配慮しながら、より地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成・促進を図るものです。</p> <p>2. 現在市販されているすべての外壁素材を把握することはできませんが、複数のハウスメーカーに確認したところ、今回の変更により一般的な戸建て住宅で用いられるタイルなどの外壁素材の種類は約 1.6 倍増える見込みです。</p> <p>3. 「赤」「黄色」「オレンジ色」など、色味の違いを数値化したものです。YR とは黄色 (Y) と赤色 (R) の中間色で、数値が大きいほど黄色に近づき、小さいほど赤色に近づきます。</p> <p>4. P11 の明度のマンセル数値変更表は、P10 の彩度のマンセル数値変更表よりも変更内容が多いため、補足的に「(全地区) 制限なし」と記載しました。</p> <p>5. 外壁タイルに複数色を使用する場合は、すべてのマンセル値が表示されます。</p>

<p>6. 箕面萱野駅周辺の景観計画区域は、現在指定されている箕面新都心地区よりもっと大きなものになるのではないかと思います。拡大する場合は、どのように作業が進み決まっていくのでしょうか。</p>	<p>6. 箕面新都心地区は北大阪急行線の延伸を想定したうえで、都市景観形成地区の指定をしており、現在、区域拡大をする予定はありません。</p> <p>なお、都市景観形成地区の区域等を変更する際には、次の手続きを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 箕面市景観計画変更素案を作成</li><li>② 都市景観審議会及び都市計画審議会に報告</li><li>③ パブリックコメントを実施</li><li>④ 箕面市景観計画変更案の作成</li><li>⑤ 都市景観審議会及び都市計画審議会に諮問</li><li>⑥ 箕面市景観計画の変更</li></ol>
--	--

## **2 川合・山之口地区における都市計画変更等の 状況について**

北部大阪都市計画土地区画整理事業の変更(箕面市決定)

北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	川合・山之口土地区画整理事業				
面 積	約20.4ha				
公共施設の配置	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
	幹線道路	3・4・220-31 川合山之口線	16m	618.2m	都市計画道路
	道路	補助幹線道路、区画道路及び特殊道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助幹線道路として、区域内を縦断する幅員12mの道路を配置する。</li> <li>・各街区の土地利用を考慮して幅員11.5m、9.5m、8.0m及び6.0mの区画道路を配置する。</li> <li>・特殊道路として幅員4.0mの道路を配置する。</li> </ul>			
	公園及び緑地	地区面積の3%以上、計画人口一人あたり3㎡以上の面積を確保し、誘致距離等を考慮して、街区公園を設ける。 また、緑地については、地区面積の6%の緑化面積の範囲内で設置する。			
その他の公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地及び道路の計画に沿った水路を整備する。</li> <li>・上水道については地区全域に布設する。</li> <li>・雨水、汚水ともに排水計画に基づき分流式で布設する。</li> </ul>				
宅地の整備	本地区は、名神高速・中国縦貫道路や新名神高速道路といった国土軸と、北摂地域の幹線道路である府道1号茨木摂津線や国道171号が交わるエリアに位置していることから、商業施設や物流施設のほか、一部住居系の土地利用を図る。				



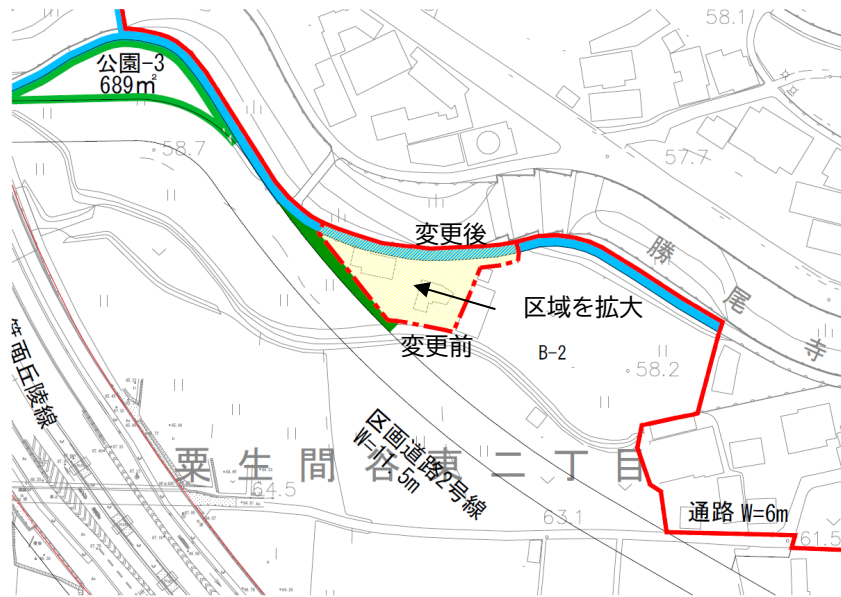
## 理 由

当該地区における事業区域の変更は、公共施設の改善とともに良好な市街地環境の形成や宅地利用の増進が図られ、健全なまちづくりの実現に寄与するため、本案のとおり土地区画整理事業を変更するものである。

# 理由書

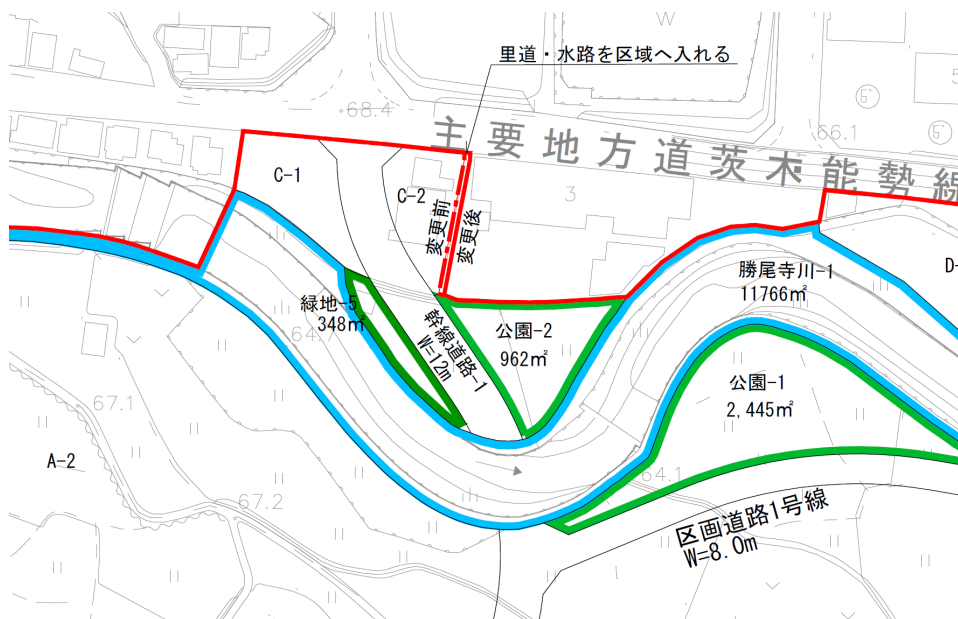
## (事業区域の拡大①)

今回の変更において追加する区域は、府有地と1名地権者が所有している。河川管理者及び地権者との協議が整い、事業区域への編入を検討している。事業区域に入れることにより、一体的な利用が可能となり、良好な市街地の形成を図ることが出来る。



## (事業区域拡大②)

当該地は、里道・水路が、事業後本来の機能がなくなるため箕面市の道路管理室との協議により事業区域への編入を検討している。また、隣接する権利者との協議により、土地を一体利用することが可能となり、宅地利用の増進を図ることが出来る。





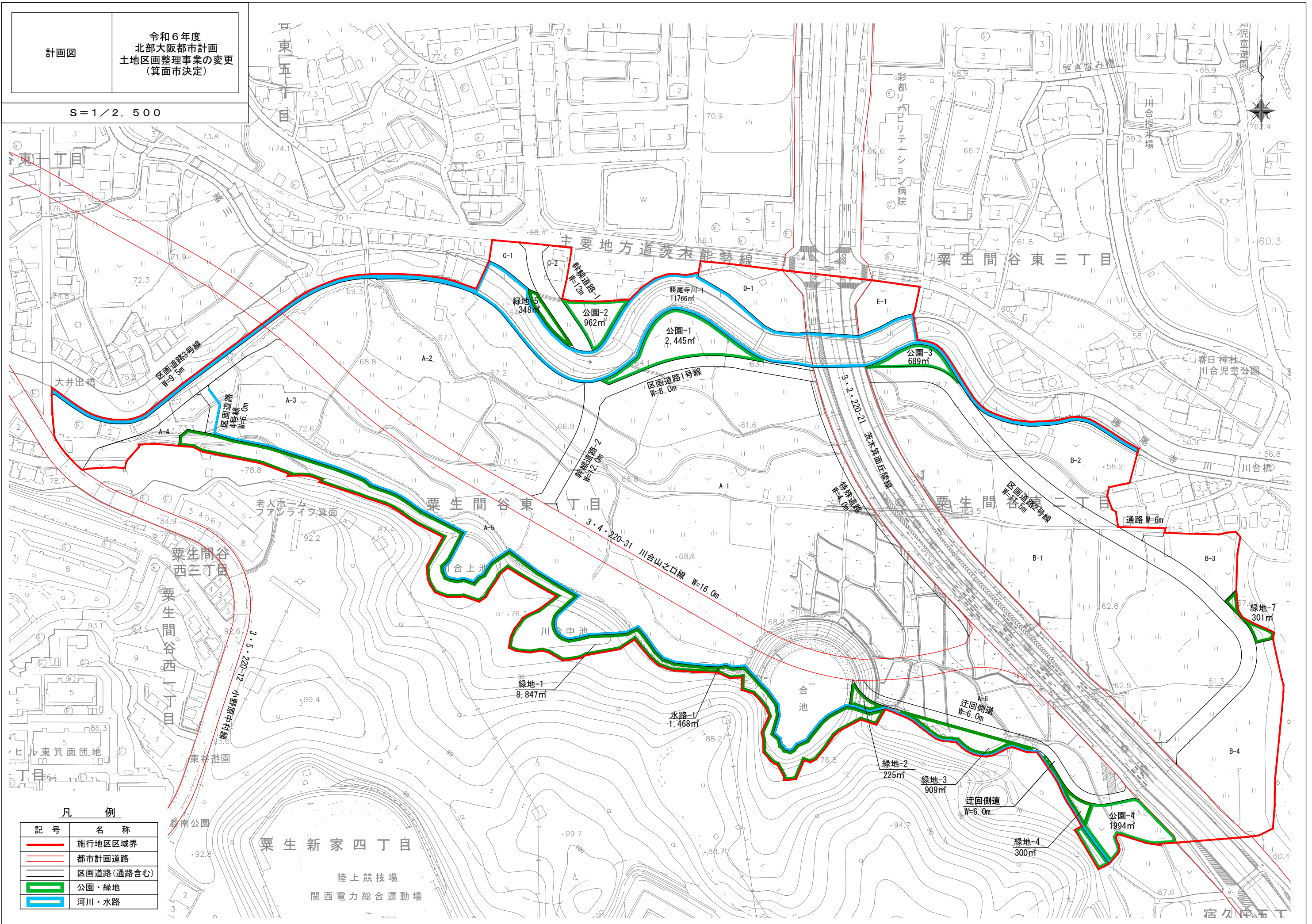




計画図

令和6年度  
北部大阪都市計画  
土地区画整理事業の変更  
(箕面市決定)

S=1/2,500



凡 例

記号	名称
	施行地区区域界
	都市計画道路
	区画道路(通路含む)
	公園・緑地
	河川・水路